

16 第 64 条の 14《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》関係

【新設】（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用）

2-58 法第 64 条の 14《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定の適用に当たっては、基本通達 12 の 2-2-3《圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額》、12 の 2-2-4《資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額》及び 12 の 2-2-6《新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額》の取扱いを準用する。

【解説】

1 通算法人（時価評価除外法人（法 64 の 11①各号又は法 64 の 12①各号）に限る。）が、通算承認の効力が生じた日の 5 年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその通算承認の効力が生じた日まで継続してその通算法人に係る通算親法人（その通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、その通算法人についての共同事業に係る要件に該当しない場合において、その通算法人がその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後に新たな事業を開始したときは、その通算法人の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、その通算法人において損金の額に算入しないこととされている（法 64 の 14①、以下「本制度」という。）。

2 本制度の仕組みは、法人税法第 62 条の 7《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》と同様の制度設計とされたものであり、法令の規定についても同様の規定振りで定められている。

したがって、同条に係る取扱いとして法人税基本通達第 12 章の 2 第 2 節《特定資産に係る譲渡等損失額》において定めている各通達のうち、本制度でも同様の取扱いとなるものを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。